

◎ プロジェクト・リーダー/研究員

◎ 研究員

関恵子 Keiko Seki

鈴木 紘平 Kohei Suzuki

徹底検証 ローカル・マニフェスト

■ 海外の取り組み

イギリスにおけるマニフェスト

イギリスでは、既に19世紀から、国政選挙においてマニフェストが用いられている。 本稿では、同国におけるマニフェストを用いた、国の政策への民意反映の仕組みについて整理する。 また、大ロンドン市の公選市長選挙などの事例を取り上げ、 地方選挙におけるマニフェスト導入に関する近年の動きを紹介する。

はじめに

本稿では、イギリスを取り上げ、マニフェストを用いて、民意が 政策に反映される仕組みを紹介する。ポイントは、以下の3点である。

①イギリスでは、各政党が国政選挙時に発表する政権公約をマニ フェストと呼ぶ。ここには、その政党が政権獲得後に必ず実現す る施策が、具体的な「目標」「財源」「期間」付きで明記されており、 総花的に施策を羅列した日本の公約とは大きく異なる点といわ れる。イギリス国民は、マニフェストを通じて、政党間の政策の 差や優先順位などを見極めた上で投票を行うことができる。また、 国政選挙後の組閣を待って政権政党のマニフェストをベースと した予算編成作業が行われることで、実現性も担保される。そし て、政権政党にとっては、次期選挙における国民の投票行為こそ が最も厳しい評価となる。

- ②イギリスの地方選挙では、ほとんどマニフェストが導入されてい ない。この理由として、イギリスでは、わが国と異なり、地方議会 が審議・議決権に加えて行政執行権を有するという地方自治制度 上の特徴があげられる。また、議会の業務の多くは、地方議会内 に設置された分野ごとの「委員会」に委任されており、実際には この委員会が行政機関としての役割を果たしていることも一因 である。また、構成員である議員の出身政党が与野党混成である こと、地方自治体は歳出の大半が経常的投資で占められているこ となどから、地方自治レベルでは、政党間での政策の差異が打ち 出しにくく、マニフェストが使いにくいとされる。
- ③しかし、2000年に地方自治法が改正され、「委員会」方式をはじ めとするイギリスの地方自治体の仕組みが抜本的に見直され始 めた。2000年5月には、それまで国の出先機関等により統治さ れていた首都大口ンドン市が復活し、イギリスではじめて首長公 選制が導入された。この市長選では、候補者個人がマニフェスト を発表しており、従来の「政党」の政策綱領としてではなく、個人 の決意表明のツールとして機能した点が特徴である。こうした動 きをふまえると、今後、同法改正により地方自治体の制度改革が 進むことで、大口ンドン市以外の地方選挙においてもマニフェス トが導入される可能性が高まっている。

イギリスのマニフェスト

(1)マニフェストには何がかかれるのか

■マニフェスト(政権公約)には、政権獲得後に必ず実現す る政策が「期限」「目標」「財源」付きで示されている。

イギリスでは、19世紀から国政選挙においてマニフェストが導 入されている。マニフェストとは、各政党が発表する「政権公約」の ことで、政党が政権を獲得した際に、必ず実現する政策を、国民向 けにわかりやすく示したものである。

わが国でも、選挙時には各政党や議員がこぞって必ず実現する と「公約」を発表する。ところが、日本の公約には実現性が担保され ないようなものも含めて施策が総花的に列挙されるのに対し、マニ フェストには、施策実現のための数値目標(目標)や目標達成に必 要となる財源や手段(財源)、目標年次(期間)が明記されており、こ の点が日本と大きく異なる。

1997年に作成(発表)された労働党のマニフェストをみてみよ う (表 1)。 冒頭には 「労働党と国民との契約 (contract)」 と名付け た「10のビジョン」が掲げられている。ここで労働党は、教育を最 重要事項として取り組む、と明記している。次に、このビジョンの 実現に向けた具体的な施策が提示され、それぞれの施策ごとに「期 限」「目標」「財源」が整理されている。労働党のマニフェストの期限 は「向こう5年間」となっており、主に政権期間中の取り組みが記載 される。

数値目標については、「5~7歳児の学級規模を30人以下にする」 「5年間は所得税の増額をしない」「入院待ち患者数を10万人減ら す」など、必ず実現すること(あるいは増税など必ず実現しないこ と)が記述されている。数値目標が明示できない場合も、「国民所得 に対する教育支出の割合を増加する一方で、経済的・社会的失敗に 対する支出を削減する一など、数値に匹敵する具体的な記述がみら れる。

また、これらの政策に必要となる財源の提示方法については、既 存の施策の中止・縮小等による財源確保、新税導入による財源確保、 公共部門内部の効率化による財源捻出のいずれかに大別される。例 えば、先にのべた「入院待ち患者数を10万人減らす」という目標に ついては、現行の国民医療サービスの効率化により1億ポンドを捻 出し、施策の財源に充当するといったように、個別施策毎に財源が 確保される。

■国民は、政党間の政策の違いや施策の優先順位を理解し た上で投票を行うことが可能

各党は、数ヶ月から数年をかけて、マニフェストを作成していく。 1997年の労働党の場合、第一案は1996年中に発表されている が、その後、政党内の意見調整や国民の意見を収集・反映等が行わ れ、最終案が確定したのは、投票日の約1ヶ月前にあたる1997年 3月26日である。

また、マニフェストは、全ての項目について、目標、税源、期間が 理路整然と示されるのではなく、選挙戦略に応じて、あえてあいま いな記述が残される場合もある(後述)。

しかし、少なくとも、国民は、マニフェストを読めば、政党ごとの 政策の違いや施策の優先順位、そして、重要な施策等が、いつ、ど のように実現され、それによって何が変わるかなどを理解するこ とができる。そして、これらを理解した上で投票することが可能と なっている。

なお、1980年代までのマニフェストは、ページも少なく、装丁 も凝ったものではなかった。しかし、90年以降には、国民が政策 をイメージしやすいようにタイトルや写真が盛り込まれるとともに、 わかりやすい記述につとめるなどによりボリュームが増加し、装丁

表 1 ● 1997年の労働党のマニフェスト

| 10の重要公約(労働党マニフェスト・1997年最終案「国民との契約」より) | | | | |
|---------------------------------------|---|--|--|--|
| 1. | 労働党は「教育」を最優先事項とする。国民所得に対する政府の教育支出の割合を増加させるとともに、経済的失策に対する政府支出の割合を削減する。 | | | |
| 2. | 所得税の基礎税率と最高税率の引き上げは行わない。 | | | |
| 3. | 物価上昇率を抑え、経済の安定成長を図る。また、産業の、国内・国際競争力を高める。 | | | |
| 4. | 若年失業者25万人に職を与える。 | | | |
| 5. | 国営医療機関の事務費を削減し、患者への医療サービスの充実を図る。 | | | |
| 6. | 犯罪に厳しく対処し、同時に、犯罪を引き起こす原因に対しても厳しく対処する。再犯の若年犯罪者に対する裁判の期間の短縮化を図る。 | | | |
| 7. | しっかりした家庭や地域を築くための支援につとめ、福祉国家の基盤を確立する。 | | | |
| 8. | 環境を守りながら交通渋滞、環境汚染に対する総合的な交通対策に取り組む。 | | | |
| 9. | 政治の浄化につとめ、政治権力の分権化を図る。政党の支出の適正化を進める。 | | | |
| 10. | ヨーロッパにおけるリーダシップを英国が発揮する。 | | | |

も豪華になった。現在では、約2ポンド (500円程度) で書店に並んでいる。

さらに、マニフェストが発表されると、新聞や雑誌、テレビ等では特番が組まれ、国民向けに、ニュースキャスターやシンクタンクの研究員などが詳しい解説を加えている。こうした中で、国民は、投票に向けて、マニフェストを読み、理解し、政党を選択していくのである。

(2)マニフェストの実効性

■イギリスでは、マニフェストの発現時期などをふまえて 予算枠が3カ年分保証される

それでは、政権獲得政党のマニフェストの実効性はどのように担保されるのだろうか。

イギリスの予算編成事業は次の通りである。まず、国政選挙後に内閣が組閣され、内閣の中に「内閣委員会」が設置される。この委員会が、政権政党のマニフェストをベースに予算編成事業を担当している。マニフェストに沿って、予算をすべて見直すのである。

また、ブレア政権は、内閣委員会により検討された予算については、三年間にわたって大枠を保証する「包括的歳出見直し」制度を導入した。もともと、イギリスは単年度会計主義であったが、マニフェストの政策効果の発現期間や、予算執行の状況をふまえると、複数年度会計方式が望ましいとの認識が強まり、同制度が導入されるに至っている。

なお、マニフェストは法的拘束力がない。このため、各省庁大臣 と財務大臣はマニフェストの達成状況に関する具体的な数値目標 をかかげた合意文書「PSAS (Public Service Agreements)」を取り交わされ、数値目標が未達成であれば所轄の大臣の政治責任に及ぶという厳しい認識がもたれている。

マニフェストをベースとした予算編成事業、包括的歳入見直し、 そしてPSASなどの仕組みにより、マニフェストの実効性は担保 されている。

(3)マニフェストの評価

■1997年以降、労働党はマニフェストの達成度を示す年 次報告書を発表

労働党は、新たな試みとして、1997年のマニフェストの達成状況に関する「年次報告書」を発表し、177の公約を「達成済」「進行中」「未着手」と評価した。さらに、2001年の国政選挙のマニフェストでは、政権期間4年間を通じた取り組みの成果や未達成の理由などを分析し、国民向けに公表している。(表2)

この他、マスコミや経済専門誌やその他国内の民間シンクタンクなどの評価機関が、マニフェストに掲げた政策の達成状況等に関する評価レポートを適宜発表している。例えば、BBCは1997年の労働党のマニフェストを独自に調査し、BBCが労働党の公約とみなした229の事項のうち、181が2002年時点で守られたと発表している。*1)

しかし、4年に一度行われる国政選挙による国民の審判こそが、何よりも厳しい評価であることはいうまでもない。4年間の政権政党の成果が国民に評価されなければ、選挙に負けて政権は他政党に奪取されるのである。

表2●1997年の労働党のマニフェストと2001年のマニフェスト(2001年マニフェストにおける1997年マニフェストの評価の実例)

| 政策分野 | 1997年マニフェストにおける約束 | 2001年マニフェストにおける評価 |
|------|---|---|
| 教育 | 労働党は「教育」を最優先事項とし、国民所得に対する政府 の教育支出の割合を増加させるとともに、経済的失策に対す る政府支出の割合を削減する | ● 1997年と比較して2001年には識字能力 (literacy) が 12%、数量的思考能力 (numeracy) が 10%向上 ● 2001年9月には5~7歳児の30人以上の学級規模はなくなる (予定) |
| 経済 | 所得税の基礎税率と最高税率の引き上げは行わない | ●最高税率は4年間据え置き ●2人の子供と1人の所得者から成る世帯の直接税負担は1972年以来最低額 |
| 雇用 | 若年失業者25万人に対して職を与える | ●若年失業者のうち、28万人以上が就業 ●1997年と比べて、100万以上の雇用機会が創出 ●若年者の失業率は、1975年以来最低 ●25歳以下の若年長期失業者の割合は75%減少 ●失業率は過去25年間で最低 |
| 医療 | 国営医療機関の事務費を削減し、患者への医療サービスの充 実を図る | 事務費は、2002年までに10億ポンド以上を削減(予定) ●1996~97年に比べ、国営医療機関の入院患者および外来患者はそれぞれ62万人、65万人増加 ●1997年と比べ、看護婦は17,100人、医師は6,700人増員 ●入院待ち患者数は124,000人削減 |

^{* 1)} マニフェストにおける「公約」の解釈については曖昧な部分が多く、BBCでは労働党の1997年のマニフェストの公約数を229としているが、機関により数の解釈は異なる。



イギリスの「ローカル」マニフェスト

■地方選挙では政党間の政策の差が反映されにくい等によ りマニフェストがほとんど導入されていない

次に、イギリスの地方選挙におけるマニフェストについてみてみ よう。

イギリスでは、かつては地方選挙においてもマニフェストが用い られていたが、近年は導入実績がほとんどない。この理由のひとつ に、イギリスの地方自治体の権限が非常に限定的であることがあげ られる。日本では、地方自治体の権限は法律上に「例示列挙」される 形をとっており、地方自治体にある程度包括的な権限が付与される。 これに対し、イギリスでは、「個別列挙」の形で授権されるため、法 に示されていない業務を行うことは権限逸脱行為、すなわち違法と みなされる。結果として、実施できる業務が限定的とならざるを得 ず、こうした状況では政党が独自性を発揮した政策を打ち出しにく いとされる。

加えて、イギリスでは地方自治体の歳出の約8割は、道路の維持 管理やごみの収集などの経常的投資で占められ、政党ごとの政策の 差を出しにくい点も、地方選挙においてマニフェストの導入が進ま ない一因といえる。

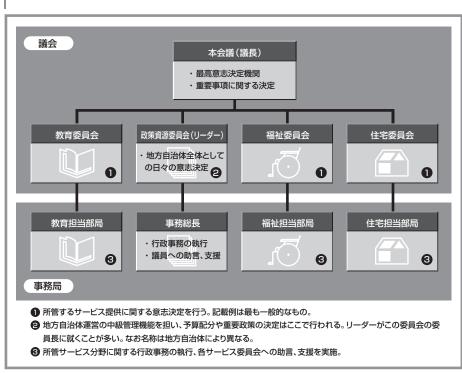
このように、イギリスの地方選挙では、政党毎の特色が出しにく く、マニフェストを用いた政策論争がきわめて成立しにくい状況と なっているのである。

■議会内の委員会が行政執行の実務を担うが、委員は複数政党 の議員により構成されているため政策に政党色が出にくい

イギリスの地方議会が「委員会方式」であることも、マニフェス トが地方選挙において導入されにくい理由のひとつといわれる。

日本の地方自治は、議決機関である地方議会と、執行機関である 知事や市町村長の2機関により統治される。ところが、イギリスで は、日本の執行機関の長にあたる知事や市町村長はこれまでおかれ ず、地方議会が議決機関と執行機関の両方の役割を果たしてきた。 図1はイギリスの地方議会の仕組みを整理したものであり、本会議 を最高意思決定機関とし、その下に政策分野ごとに委員会が設置さ れる「委員会方式」を採る。実質的な審議は委員会が行い、所管分 野に関する執行権を有する。一方、地方自治体の職員は、事務局と して議決事項に従い業務を遂行するのみである。このように、イギ リスでは、日本と比べて、地方議会の権限が大きいが、委員会内で は複数政党の議員が施策を検討するため、政党の意志は反映され にくい。こうした状況では、地方選挙において国民の関心も高いと はいえず、地方選挙における投票率は概ね40%台に留まっている。

図1 ● イギリス地方自治体の什組み



資料)財団法人自治体国際化協会「英国地方自治体の内部構造改革」

■2000年地方自治法の改正により、行政と議会の仕組みは抜本的に見直された

先に述べたように、イギリスの地方議会では古くから「委員会方式」が導入されているが、委員会内外の政策決定者の曖昧さなどが指摘されており、労働党は、1997年に委員会方式の廃止を打ち出している。さらに2000年には、議会と執行機関の分離を図ることを目的として、2000年に「改正地方自治法 (Local Government Act2000)」が成立した。同法では、表3に示したように、すべての自治体に対して、2002年5月までに委員会方式に代わる新たな執行機関の選択が義務づけられた。2002年12月現在では、「a)リーダーと議員内閣」型を選択した自治体が317と最も多い。また、わが国において導入されている直接公選市長(bまたはc)については、地方議会の権限が縮小されるとの懸念から地方議会の反発が強く、導入が進んでいない。

しかし、後述する大ロンドン市の事例をふまえると、2000年の地方自治法の改正により、イギリス全土において地方選挙においてマニフェストが普及する可能性が高まりつつあるとみることができる。

4

ロンドンのマニフェスト

■2000年に大ロンドン市創設。イギリスでははじめて公 選市長選が行われた

人口700万人を擁するイギリスの首都ロンドンは、かつては大口ンドン庁により統治されていたが、1986年にサッチャー政権により解体され、業務は、33の区役所と一部事務組合、国が設置したロンドン事務所(GLA)等に移管された。

ところが、その後、ロンドンの慢性的な道路交通渋滞など、区役

所などでは対応できない広域的な問題を扱う機関の設置を求む声が高まった。労働党は、1997年のマニフェストにおいて大ロンドン市の創設を掲げ、政権獲得後の1997年7月には政府構想「ロンドンの新リーダーシップ」を発表した。そして、2000年5月には市長選挙と議会議員選挙が実施され、大ロンドン市が創設された。

大ロンドン市の地方自治制度上の最大の特徴は、2000年の地方自治法の改正に先駆けて、イギリスではじめて直接公選の市長制が導入された点である。これは、わが国の地方行政における首長制と基本的には同じ仕組みであり、ロンドン議会は、従来の地方議会のように議決権と執行権の両機能を持たずに、議決機関と位置づけられている。

■大ロンドン市長選では、マニフェストは、政党の政策綱額ではなく個人の意思表明のツールとして用いられた

大ロンドン市長選では、候補者がマニフェストを発表し、活発な政策論争が展開された結果、かつて大ロンドン庁知事をつとめた労働党の議員であるケン・リビングストン氏が無党派で出馬し、当選した。大ロンドン市長選では、マニフェストが、従来の国政選挙のように、政党の政策綱領としてではなく、候補者個人の決意表明のツールとして用いられた点が注目に値する。このような背景には、2000年の改正自治法により、従来の議決権と執行権とを併せ持つ地方議会の制度改革が行われたことが大きい。

今後は、各地域の地方選挙においても、大口ンドン市のように候補者個人の決意表明の手段として用いられる可能性が高まっている。

■市長選最大の争点となった交通問題については、マニフェストにしたがい公共交通機関の運賃が4年間据え置き

大口ンドン市の所轄業務は非常に限定的であり、歳出の50%が

表3●「2000年地方自治法」に定められた3つの新しい執行機関の形態

| 形態 | 特 徴 | 自治体数 |
|---------------------------|---|------|
| a)「リーダーと議員内閣」型 | 議員の中から選任されたリーダーが内閣を組織。閣僚は議員の中から、リーダー又は議会により選出。 | 317 |
| b)「直接公選首長と議員内閣」型 | 行政権をもつ知事や市長を住民が直接選挙で選ぶ方式。知事や市長は議員の中から閣僚を任命し、内閣を組織。直接公選首長制を希望する自治体は、事前に住民投票で住民の賛成を問う必要がある。 | 11 |
| c)「直接公選首長と カウンシル・マネージャー]型 | 知事や市長が住民の直接選挙で選ばれ、政治的リーダーシップを発揮。政策決定や日常の業務は議会が選任 するカウンシル・マネージャーに委託。 | 1 |
| d) その他(修正委員会型) | 一部の小規模な自治体においてのみ認められる。 | 59 |

- 注) 自治対数については、2002年12月現在
- 資料) 財団法人自治体国際化協会 「英国の地方自治」
- 注) 例外事項として人口85,000人未満(1999年6月30日時点)の自治体と、住民投票で直接公選首長制が否決された自治体では、現行の委員会制度を改善して存続可能

ロンドン警察関連、35%が交通対策費(2002年度末)で占められ ている。市長選においては、市街の慢性的な道路交通渋滞や地下鉄 やバスをはじめとする公共交通対策が最大の争点となった。

リビングストン氏は、マニフェストにおいて、地下鉄とバスの運 賃を4年間据え置き、利用率を高めることで道路交通量を緩和す るとともに、設備投資等に係る財源を得るとしている。同氏は、か ねてから公共交通機関の利用促進策の一つとして、中心市街地で のロードプライシング制度を提唱してきた議員であり、当選後も、 わずか1年程度で全458ページに及ぶ「市長の交通戦略 (The Mayor's Transport Strategy)」を発表し、ロードプライシング制 度を具体化しているが、マニフェストについては、同制度について の言及がなされなかった。これは、自動車利用者に課金する同制度 は、一部産業界や個人の自動車利用者等から支持を得にくいため、 あえてマニフェストに明記しなかったという氏の選挙戦略の一環 と解釈することができる。



このように、イギリスでは19世紀から国政選挙においてマニフェ ストを用いた政策論争が展開されている。また、選挙後の施策実現 性を確保するための予算編成の仕組みも構築されている。また、マ ニフェストは、国民の政治・政策への理解を深め、政党間の政策の 差を把握した上で投票に臨むことを可能としている。

また、地方選挙では、2000年の大口ンドン市長選において、政 党の政策綱領としてではなく、候補者個人の決意表明のツールとし て用いられた点で注目に値する。類似した地方自治制度を持つわが 国においても、導入効果はきわめて高いといえる。イギリスにおけ るマニフェストを用いた選挙戦略や、施策実行段階での予算措置な どの仕組みなどを大いに参考としながら、具体的に導入を進める必 要がある。

[参考資料]

- 1) 竹下譲、横田光雄、稲沢克祐、松井真理子「イギリスの政治行政システム(サッチャー、 メジャー、ブレア政権の行財政改革)」ぎょうせい、2002年10月
- 2) 四日市大学地域政策研究所 (ローカル・マニフェスト研究会) 「ローカル・マニフェス ト一政治への信頼回復をめざして一」イマジン出版、2003年3月
- 3) 稲沢克祐 「地方行政2003年3月号今月の視点 『実現する公約 「マニフェスト (政策 綱領)英国の現実一マニフェストの理解のための詳論一」』2003年3月
- 4) 藤森克彦 (構造改革ブレア流 ITBS ブリタニカ、2002年6月
- 5) 財団法人自治体国際化協会(ロンドン事務所)「英国地方自治体の内部構造改革」
- 6) 財団法人自治体国際化協会(ロンドン事務所)「英国における行政評価制度」
- 7) 財団法人自治体国際化協会「CLAIR REPORTロンドンの新しい地域自治体ーグ レーター・ロンドン・オーソリティーの創設一」2002年3月